

酒類ガイドライン遵守推進本部だより

ほろにが

平成27年7月16日  
全国卸売酒販組合中央会  
酒類ガイドライン遵守推進本部

『原点に帰ろう ！』

委員 濱岡 弘道

今年の中国支部通常代議員総会は5月22日に無事終了しました。

当支部の組合員は現在74者(鳥取県10者・島根県8者・岡山県15者・広島山口41者)です。平成18年に支部内の広島卸と山口卸が合併した際には97者でしたが、この10年で23者減少しております。その要因はこれまで幾度となくこの「ほろにが」に掲載されていますが、少子高齢化に伴う消費人口の減少、急激な広域的系列化、品質や安全性・環境問題、健康志向等の高まり並びに消費者ニーズの多様化等の需要の変化のなか、過当競争に伴う低価格シフトによる売上げ減退と減益基調の結果等によるものと思われます。

また、支部内では組合員の減少に伴い、後継役員や財政面においても困難に直面している組合もあり、合併問題が大きく進展しつつあります。

長期低落傾向のなか、自社基準の策定・見直し等で懸命に藻掻く酒販業界等に向けて、平成17年には「新取引制度」の導入、平成18年には国税庁による「酒類に関する公正な取引の指針」の発出、平成22年1月には「改正独占禁止法」の施行、同11月には「優越的地位の濫用ガイドライン」が公表され、昨年6月には、「アルコール健康障害対策基本法」が施行されています。

しかし、手遅れ気味と言うか後追いに様々な施策を実施されても、世の中の態勢と云うか流れは変わりはないというのが、私のこれまでの人生の実感です。

とは云え、この4月に「酒税法及び酒類業組合法」の一部改正案が組上に載って来ております。

今の国会でどのようになるか分かりませんが、これが業界健全化の弾みになりはしないかと、淡い期待感を抱きたくなるのは何故でしょうか。

最近簿書を整理していると、卸中央会の古い名簿の中に、中央会が提唱していた「酒類卸業経営健全化のための十則」と云うのがありましたので転載します。温故知新、正に実践すべき原点復帰の合い言葉です。

- 1 経営の診断を毎月自分の手でやりましょう。
- 2 卸マージンは切らないように努めましょう。
- 3 置売り等の数量の販売競争を止め、むしろ収益金の増加に努めましょう。
- 4 在庫は能力に応じて持ちましょう。
- 5 得意先の内容を常に把握し貸込の危険を避けましょう。
- 6 店内経費の無駄をなくしましょう。
- 7 売掛金の済度は毎月、一日ずつ短縮するよう努めましょう。
- 8 借入金は最小必要限度にとどめましょう。
- 9 酒類の運転資金は他の事業へ流用しないよう努めましょう。
- 10 貸倒損金は確実に償却いたしましょう。